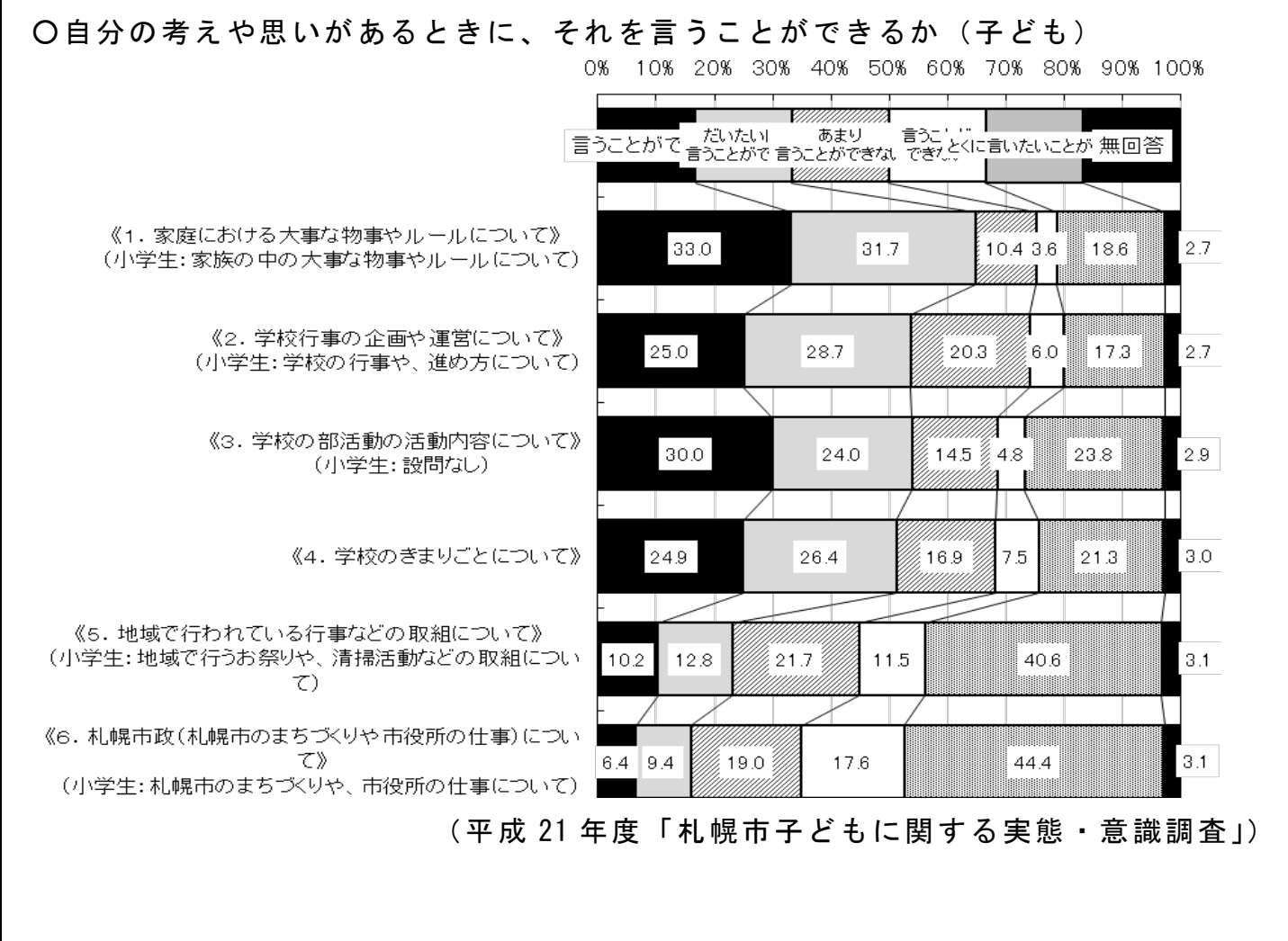
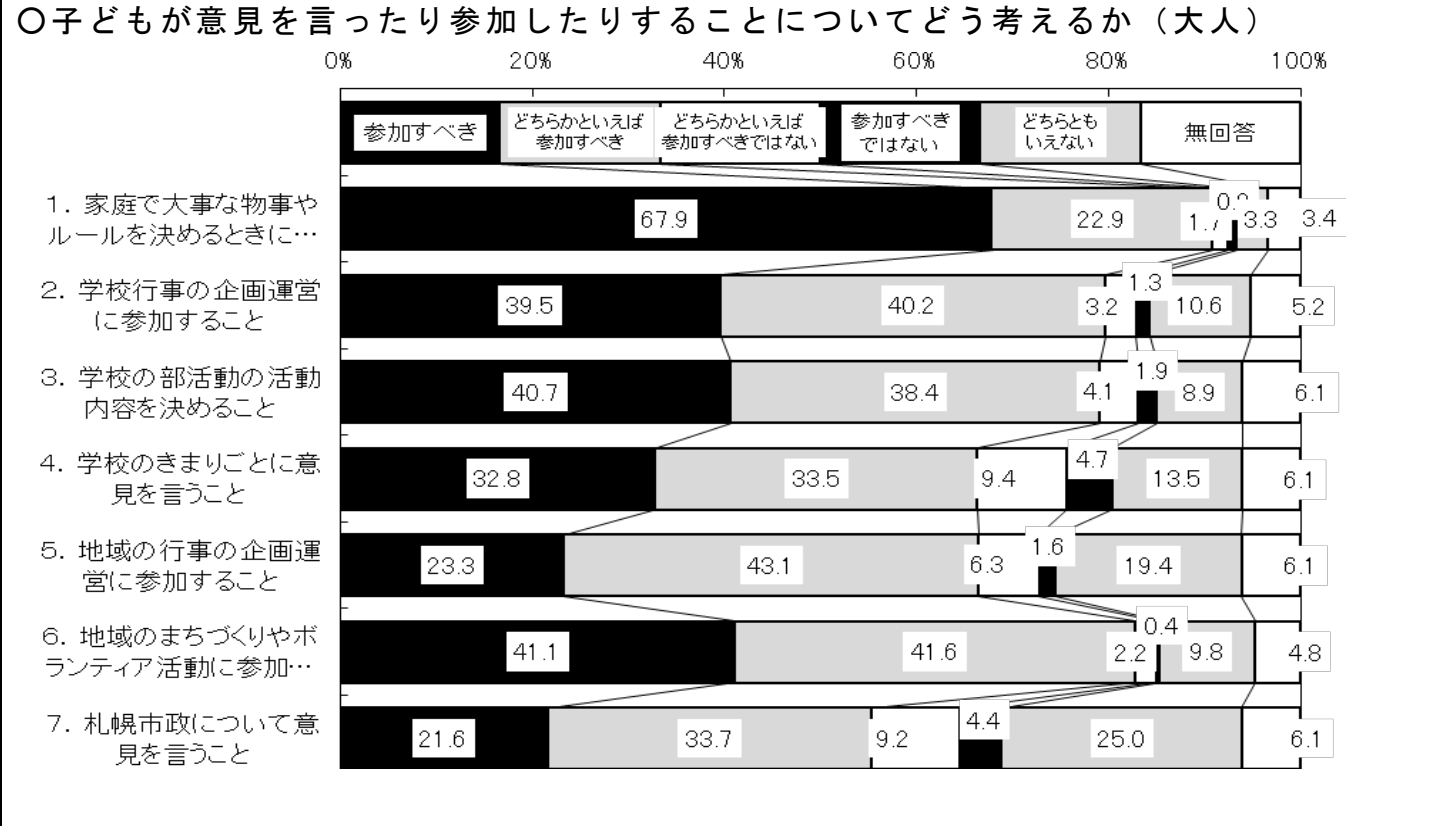


施策検証シート

視点 4 「学校、地域における、子どもの意見表明・参加機会の拡充に向けた環境づくり」

現状	施策の概要・課題、評価
----	-------------



【施策の概要】

○学校

- ・ピア・サポート

平成 24 年度人権教育推進事業において市立中学校 1 校を研究推進校とし、ピア・サポートに関する研究を進めている。研究の成果については、ホームページ等により広く周知する。

また、平成 25 年 1 月 8 日に実施した教育センター講演会「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」に教員 287 名が参加し、子ども同士が支え合うピア・サポートの重要性や具体的な事例等について研修した。
- ・三者会議

平岸高等学校において、生徒・保護者・教職員の三者が一堂に会し、互いに対等な立場で意見交換をしながら学校生活の向上を図る取組を行っている。取組の具体的な内容等については、ホームページにより周知している。

○地域

- ・子どもの参加ガイドラインの作成

子どもの参加の代表的な事例や考え方のポイントなどをまとめたガイドラインを平成 23 年度に作成し、地域に配布している。
- ・子どもサポーター養成講座の実施

子どもに関わる大人を対象とし、地域の様々な活動への子どもの参加を進める実践的な研修を実施している。
- ・子ども運営委員会の設置

札幌市内にあるすべての児童会館、ミニ児童会館において「子ども運営委員会」を設置し、会館の利用方法や行事等の企画運営を子どもたちが行っている。

この子ども運営委員会を他の子どもが利用する施設などにおいても拡充し、子どもの参加の機会の保障を進めている。なお、平成 23 年度は、札幌市青少年科学館（子ども科学会議）と札幌市西岡公園（ヤンマ団&魚組）を「子ども運営委員会」と位置付け、それぞれが活動を行っている。

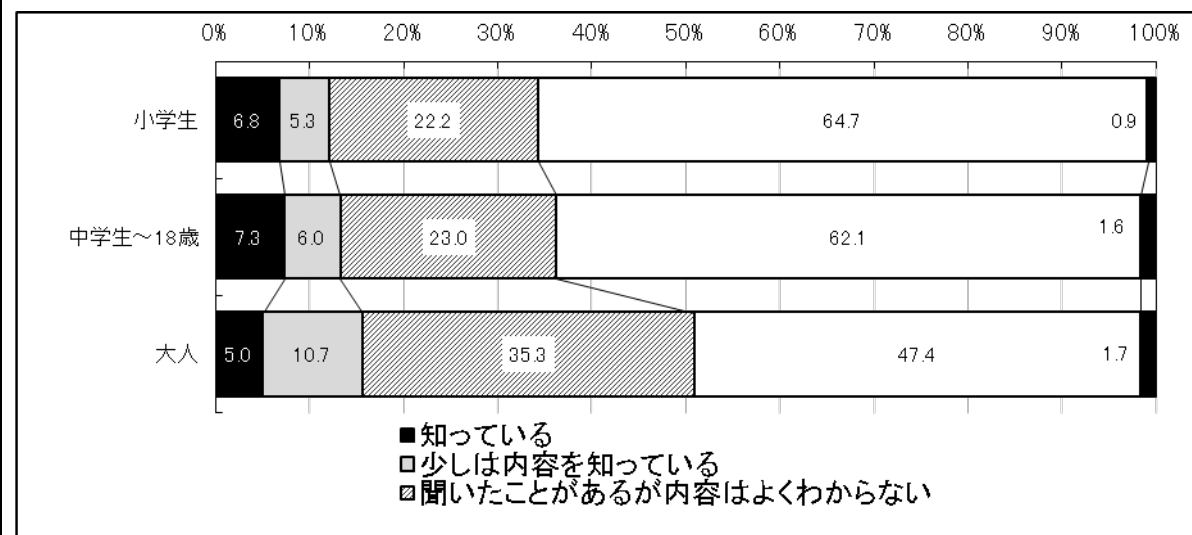
【課題、評価（行政）】

- ・子どもの意見表明権を保障することは、子どもが自立し、豊かに成長し発達することにつながる、大切な権利の一つである。このことは、市の施策のみならず、子どもの身近にある学校や地域において、より一層充実していくことが重要である。
- ・平成 21 年度の調査結果からは、学校や地域などにおいて子どもが意見を言ったり、行事などの企画運営に主体的に関わることについて、必要性を感じている大人が多くなっている。また、子ども自身は、学校や家庭を除くと自分の考えや思いを「言うことができる」と答えた割合が低く、「とくに言いたいことがない」という回答が多くなっている。
- ・学校、地域における意見表明や参加に対する子どもの意識が高まるよう、さまざまな取組や働きかけをさらに充実していくことが必要と考えられる。

視点5 「子どもの権利を大切にす意識の向上」

現状

○子どもの権利条例の認知度



(平成21年度「札幌市子どもに関する実態・意識調査」)

施策の概要・課題、評価

【施策の概要】

○市民向け広報啓発

・子どもの権利に関するパンフレット、ニュースレター等の作成

一般用（高校生を含む）・子ども用（小学校高学年、中学生）パンフレットや子どもの保護者を対象としたチラシを作成し、子ども用については毎年、新小学4年生と新中学1年生全員に配布しており、一般用についても市内高等学校へ配布している。このほか、年2回、子どもに関する地域や学校などの取組を紹介したニュースレター（一般用、子ども用）を発行し、配布している。

・子どもの権利の日事業の実施

条例に基づき11月20日に設定している「さっぽろ子どもの権利の日」の事業として、子どもの権利の市民の関心を高めるためのイベントを開催。平成23年度までは、さまざまな団体に所属する子どもの発表会と大人向けの講演会の二部構成で行ってきたが、平成24年度からは対象を子どもに限定し、子どもだけの意見交換会を実施した。

また、子どもの権利の日の前後1か月について、庁内から応募のあった子どもに関する取組を、子どもの権利の日冠事業として、全庁的な普及啓発を実施している。

・子どもの権利PRロゴマークの作成

子どもの権利や条例に対する市民の興味や関心を高めるため、子どもの意見に基づきロゴマークを作成し、市民向け広報物への掲載やロゴマークを掲載した啓発物品を作成し、普及啓発を実施。

・出前講座、出前授業の実施

市民向けの出前講座に加え、小学校5年生以上を対象とした出前授業を平成23年度より本格的に実施し、希望校を訪問し、子どもの権利についての授業を実施。（平成23年度5校、平成24年度6校）

・各種イベントでの普及啓発

他部局や他団体（民間を含む。）が実施する子どもを対象としたイベントとタイアップし、子どもの権利のパネル展示や啓発物品の配布などの普及啓発を実施。

・ **子どもの権利に関する学習映像資料(児童生徒向け DVD)の活用 (教育委員会)**

平成 24 年度人権教育推進事業において市立小学校 1 校を研究推進校とし、小学 4 年生を対象に学習映像資料の活用に関する研究を進めている。研究の成果については、ホームページ等により広く周知する。

・ **子どもの権利に関する公開授業の実施 (教育委員会)**

平成 24 年 12 月 12 日に市立小学校 6 年社会科「暮らしの中の政治」の授業で、まちづくりに子どもの意見を反映させる取組を教材に意見表明権について扱い、教員や市民等が参観した。授業の内容については、指導案等をホームページに掲載し、広く周知している。

○ **職員向け研修**

・ **子どもの権利推進アドバイザーの実施**

主に市職員や子どもに関わる大人を対象に、子どもの権利に関する専門家を「子どもの権利推進アドバイザー」に委嘱し、講演活動などを実施。平成 24 年度は 3 名(大学教授、弁護士、人権擁護委員)に委嘱し、16 回実施している。(平成 23 年度: 2 名、10 回)

・ **教職員向け出前講座の実施**

子どもの権利に関する札幌市の取組や、子どもアシストセンターの取組についての説明のため、子ども未来局職員や子どもアシストセンターのスタッフが学校を訪問し、教員との意見交換を平成 24 年度より新たに実施。

・ **教職員を対象とした研修の実施 (教育委員会)**

新任管理職研修、10 年経験者研修、初任者研修、教育センター研修講座、センター講演会等において、子どもの権利を生かした教育のあり方やピア・サポートなどについての研修を実施し、のべ 767 名の教員が受講した。

【**課題、評価 (行政)**】

- ・ 各種普及啓発については、毎年度拡充し、成果を上げているが、平成 21 年度に実施した意識調査では、条例の認知度は高いとは言えない現状であると認識しており、次期の調査においては、この値が向上するよう引き続き取組を充実していく。
- ・ 単に条例の認知度の向上にとどまらず、子どもの権利についての市民の理解を一層深め、条例の理念の実現に向け取り組んでいきたい。
- ・ 教職員向けの研修については、受講対象者を拡大し普及啓発に努めているが、今後も、教職員の理解が一層深まるよう校内研修等の充実を図っていく。また、児童生徒への普及啓発については、子ども自身が自らの権利について理解し、互いの権利を尊重し合えるよう児童生徒向けパンフレットや DVD 資料の一層の活用を進めていく。